新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対する

サービス継続支援事業実施要綱（追加協議分）（抜粋）

1. ２　略

３　事業内容

（１）　略

（２）　略

（３）　略

（４）障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業

施設・事業所が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援する。また、都道府県において当該支援を実施するために必要な経費を補助する。

ア 対象施設・事業所

全ての施設・事業所を対象とする。ただし、令和３年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金及び令和３年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

なお、具体的な対象サービス種別は、別添３に規定する。

イ 助成額（基準単価）及び対象経費

別添３に規定する。

４　略

５ 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

なお、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。